「特掲診療料の施設基準等」
「第十二　手術」に基づく掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる
手術の実施件数 【実施期間　2025年1月1日～2025年12月31日】

■区分1			件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等		0
イ	黄斑下手術等		0
ウ	鼓室形成手術等		0
エ	肺悪性腫瘍手術等		0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術		0
■区分2に分類される手術			**件数**
ア	靱帯断裂形成手術等		0
イ	水頭症手術等		0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		0
エ	尿道形成手術等		0
オ	角膜移植術		0
カ	肝切除術等		5
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等		4
■区分3に分類される手術			**件数**
ア	上顎骨形成術等		0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等		0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）		0
エ	母指化手術等		0
オ	内反足手術等		0
カ	食道切除再建術等		2
キ	同種死体腎移植術等		0
■区分4に分類される手術			**件数**
腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術			270
■その他の区分に分類される手術			**件数**
ア	人工関節置換術		0
イ	乳児外科施設基準対象手術		0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		0
オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	0
		不安狭心症に対するもの	0
		その他のもの	0
	経皮的冠動脈粥腫切除術		0
	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	0
		不安定狭心症に対するもの	0
		その他のもの	0

医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／医事サービス課　●掲示開始日／2026年1月5日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部長承認済（検印省略）